

政審資料

1958年
7月25日発行

No. 12

△特集▽

日本社会党第一回政策研究
全国集会議案書

一目 次

第一号議案

不況対策

1

第二号議案

地方自治政策

7

第三号議案

地方自治体綱領作成の指針

11

第四号議案

府県連政策審議会活動のあり方

21

発行所

日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
電話霞ヶ関 580131~9 内線 2222番

一九五八年七月二一八・二一九・三〇日

日本社会党 第一回政策研究全国集会議案書

日本社会党政策審議会

第一号議案 不況対策

第一 不況の現状

一、過剰生産恐慌的様相

国内経済の不況はますます深刻となり、繊維、鉄鋼、非鉄金属、造船、紙、パルプをはじめ工業生産は低下し、貿易は縮少均衡にむかい、企業の倒産はふえ、都市にも農村にも不景気と失業の暗雲が拡がり、明らかに長期の過剰生産恐慌のような様相を示し始めている。

1 三二年度中の指標のピークと最低時と比較すれば

○工業生産	七月 三五・六 (元二年 一〇〇)	二月 二七・九 三月 二五・三	一月 二四・三	六月 一三・八 三月 二元・一 一月 二元・一
○機械受注額	三月 九三億円 三月 三空億円	一月 二五・一 二月 二五・一	三月 二五・一 一月 二五・一	六月 一三・八 三月 二元・一 一月 二元・一
○卸売物価	三月 二〇・六 (元年 一〇〇)	二月 一〇・〇 三月 一〇・〇	三月 九・七 一月 九・七	三月 二五・一 一月 二五・一
○常用雇用	七月 三三・一 (元年 一〇〇)	三月 二九・六 二月 二九・六	一月 二九・七 三月 二九・七	三月 二五・一 一月 二五・一
○臨時雇用	四月 二七・九 (元年 一〇〇)	三月 二三・九 二月 二三・九	一月 二二・三 三月 二二・三	一月 二二・三 三月 二二・三
○失業保険離職票受付件数	六月 五万二千件 一二月一千件	一月 一五万一千件 一二月一千件	一月 一五万一千件 一二月一千件	一月 一五万一千件 一二月一千件

右のように生産、物価、雇用を通じて約半年間に急速に縮少が進行している。

2 在庫の増加

三年以来の無計画な設備投資競争は激しい設備増加を招き(三一年比七六%増、三二年四

1%増)先づ繊維が三一年末から過剰生産となり、綿糸、人絹糸、スフ綿、スフ糸から織物部門まで生産過剰が拡がった。三二年上期の繊維が九・七%ふえたのに、出庫の増は四・九%にのぼり、需給のアンバランスの結果、六月の製品在庫は半年前に比し四八%もふえた。

昨年大量に思惑輸入された原材料は製品在庫に変りつつあるが、製品と原材料の在庫は滞貨となり卸売価格は下落しつつある。

製造業者在庫 六月 三三・八
三月 二五・一
一月 二五・一

販売業者在庫

六月 一三・八
三月 二元・一
一月 二元・一

輸入原材料在庫 三年三月 一〇・一
二月 一〇・一
一月 一〇・一

製品在庫

三年三月 一〇・一
二月 一〇・一
一月 一〇・一

(すべて三〇年平均一〇〇)

3 操業短縮

昨年四月にまず、スフ綿、綿糸、七月からは紡毛織物、自動車、ニッケル、タイヤチュー
ブ、一月から電気銅、鉄鋼に拡大し、操短して
いない石炭、石油、板ガラス、機械も在庫増に
苦しんでいる。現在の操短率は金属チタン五五
%，人絹五〇%，ニッケル地金四七%，塩化ビ
ニール、電気銅、鉄鋼製品の一部四〇%など大
幅な操短に苦しんでいる。

4 需要の減退

造船輸出成約は、三〇年二三三万トン(五億二〇〇〇万ドル)、三一年一八六万トン(五億七千万ドル)三二年一〇〇万トン(三億五〇〇〇万ドル)、三三年計画一〇〇万トン、見込五

(1)

〇万トンと減少し、そのまま推移すれば主要船台七二台のうち本年末には四九船台がカラになるおそれがあり、造船受注減は一般機器メーカーに影響を及ぼして行くであろう。

設備投資動向を示す機械受注が昨年三月の九〇二億円から、十二月には三分の一に急減し、本年一月の受注総額は二八六億円と前月比四一・一減、外需（主として輸出）は五一億円で前月比六九・二%減、一般民需の受注は一六七億円と前月比二一・四%減となり、前年一月比の約四割に過ぎない。

また国鉄貨物輸送も一月の実績は一、三〇〇万トンで計画比一〇三万トン減、一月末沿線在庫六八万トンと前年の三分の一に減つて居る。このような産業活動の低調はエネルギー産業にも及び、石炭の在庫増、石油業の過剰備船等困難な問題が起っている。

5 勤労大衆への犠牲のシワ寄せ

(1) 金融引締めといいながら、大企業に対しでは、財政資金と日銀の貸出で、設備投資と思惑輸入の尻ぬぐいをやっており、昨年五月以降日銀から三二〇〇億円が都市銀行を通じて貸出されているが、中小企業は犠牲のシワ寄せを受け、昨年六月平均二〇〇件であった企業整理が八月以降五〇〇件内外、十二月六八四件、本年一月には八一〇件と急激にふえ、倒産整理がひどくなっている。

(2) 製造工業の賃金給与は漸次減少し昨年六月二〇一一円から十一月には五五二六円約二五%減少し、操短のため給与減が示されている。

(3) 労働者の整理人員は九月以来毎月二万人を超えて、十二月三三五四人、一月四一七〇三人、労働省すら本年の失業増加を三〇万人と推計して居り、失業者は戦後最高となるであろう。

(4) 常用雇用者数は昨年八月以来減少し、織維産業は昨年下期に四%以上の減少、全産業に亘って雇用は停滞している。

臨時雇用は七月以来早いテンポで減り続け、十二月には前年同期を二二%下回った。既に残業の短縮、配置転換、一時帰休から人員整理へと進み、化織のバルブ部

門、ソーダ部門、硫黄部門と整理が波及している。

二、不況の性格と原因

現在の不況は、昨年の外貨危機に原因があるが、根本的には

- (1) 重要産業の大企業に無計画な設備投資競争が行われ、過剰投資となつたこと。
- (2) おくれた中小企業、農林漁業の近代化投資が抑制されて産業の二重構造が激しくなつたこと。

(3) 低米価、低賃金政策の結果、勤労者の生活水準の引上げを怠り、多数の貧困者、半失業者を放置し、国内購買力が抑制されて来たこと。

(4) 対米依存貿易に片より対中、対ソ貿易を制限して来た結果、高い原料を押しつけられ、正常な輸出の伸張が阻まれたこと。さらに政府の積極拡大方針に刺戟されて思惑輸入が急にふえたこと。

(5) 最近の技術革新、合理化投資は生産力の飛躍的増大を來し、他方これに見合う有効需要をふやす措置がとられなかつたこと。等々の諸原因がつみ重なり、アメリカ依存外交と大資本偏重の、独占資本経済体制の根本的欠陥が、露呈されたものに外ならない。歴代の保守政権が資本蓄積と経済拡大の名の下に、大法人を擁護する租税特別措置、重要産業への莫大な財政資金の供給、日銀の追加信用等によつて、大企業、大資本を優遇したため、膨大な利潤に肥え太つた大企業が過度の設備投資、思惑輸入に暴走したのであって、重要産業の生産設備さへ拡大すれば経済が成長発展するという保守党や独占資本の誤謬と失政が暴露されたものである。

殊に、一昨年ごろから海外経済動向が後退に向つて、大企業、大資本を優遇したため、膨大な利潤に肥え太つた大企業が過度の設備投資、思惑輸入に暴走したのであって、重要産業の生産設備さへ拡大すれば経済が成長発展するという保守党や独占資本の誤謬と失政が暴露されたものである。

アメリカも西欧も投資膨脹の時期を過ぎて本格的な景気後退に進んでいる。またアジアの後進国、中南米の原料生産国は、価格下落による外貨不足のため苦しみ、不況は其産業を除く全

三、世界不況との関連

世界に波及している。今次の不況は戦後二回の一時的後退と異なり、技術革新投資ブームが一巡し厳しい需給のアンバランスが生じ、戦後十年位に現われる資本主義の構造に根ざした長期の過剰生産恐慌への様相を呈している。

アメリカ政府が金融緩和措置や国防費の増加等の対策を講じても景気の下降を停止させる事は出来ず失業者は更に増大するであろう。政府当局がこの世界的動向を深く検討せず、単にアメリカ当局者の言動をそのままに信奉し、自らの見透しを変えているのは笑うべきである。

第二 大資本救済の岸内閣の経済政策

1 昨年の所謂金融引締めは、実は行過ぎた大企業の設備投資や売れない商品の思惑輸入を救うためのものであったことは明白である。

表には引締めと称しながら昨年五月以来三千億円以上の日銀貸出しを都市銀行を通じて巨大企業に融資し、そのシワ寄せを、公共投資地方産業、勤労国民に及ぼし、大産業、銀行、日銀及び政府の失敗を大衆の犠牲に於てしり拭いさせている。

2 三十三年度予算に於ても勤労国民には緊縮を強いその犠牲の上に、独占大企業には「積極予算」となっているのである。

財政融資は基礎産業の擁護に重点をおき、経済基盤強化資金、中小企業保険準備基金、小団地土地改良基金等の所謂棚上げ資金四三六億円もその原資は資金運用部に預託され、その余裕金として、大企業に融資されることは必至であり、麦価は中小企業対策、農業政策の看板を掲げ原資そのものは、大資本救済に使われるという国民を偽まんする政策である。

3 政府は基本的には内需を抑えて、輸出促進をするというが滞貨融資はこの政策と矛盾するものであり、また輸出価格を下げるだけで輸出ののびる海外の情勢でないことは明白である。

むしろ、貿易商社の買いたたきによつて出血価格を強いらしれている中小企業の対策を講すべきである。また当然行うべき貿易市場の転換、中国、ソ連との通商の拡大に熱意を持たないことは、第四次日中貿易協定の遅延せる

事情にはつきりと現われている。

4 ICBM、人工衛星の出現によつて、世界の情勢が大変化したにも拘らず、役に立たぬ自衛隊を増強し、非生産的防衛庁費の一〇九億円も増額している。

5 不況の深刻化によつて、拡張された生産設備が遊休化し、操短が進み、在庫が増えているに拘らず勤労者農民には低賃銀、低米価政策をとり、賃上げを抑え、資本家の合理化を援助し、勤労国民勢力の分裂と対立の強化に狂奔している。

(春斗におけるゼロ回答と弾圧分裂政策、労農離間策や勤務評定、学校長の管理職手当等々)

6 政府は慢性的不況に苦しむ中小企業に対しただ「中小企業団体法」を与えたのみであるが、独占的大企業の横暴を抑えないと中小企業の組織化をはかつても効果はない。勤労大衆講買力を増加させることなしには、販売価格の共同行為が何の役にも立たぬことが次第に明らかになつて來ている。

7 大資本救済の立場に立つ岸内閣が、今回の恐慌の本質を悟らず、只アメリカ景気の動向に一喜一憂し、しつかりした見透しを欠き、資本主義体制の予盾である不況を克服する対策を持ちえないことはむしろ当然であろう。生産調整を経て、在庫が正常化すれば、生産は回復するというが輸出が頭打ちし、国内有効需要増加の要因を持たないとき、ふくれ上がった生産設備をフルに動かし得る根拠があるに於けるであろうか。

8 しかも岸内閣も日銀も独占資本も、口をそろえて、勤労大衆の消費をふやせばたちまち輸入がふえて再び外貨危機が来ると、国民をおどかす宣伝につとめているが、年々国民消費物資の輸入依存度は低くなり、国内自給力は高まつてきている。勤労大衆の生活引上げが直ちに輸入を急増させるというのは、保守勢力の悪宣伝にすぎない。国内有効需要の増加は勤労大衆の生活引上げに土台をおくべきである。

すでに国際収支は黒字基調となつており、政府の云う国際收支改善等のためのデフレ引きしめ政策を行うべき理由はなんら見当らぬ

い情勢に発展しているのである。

大企業、大工業に資金を集中して、生産設備を拡大しさへすれば、経済は成長するという構想は無残に打ち砕かれた。

国民大衆を無視した大資本だけの繁榮策はあり得ず、大資本と手を握った保守政権は真的の不況克服策を持つことも出来ないのである。

第三 わが党の不況克服政策

一、当面の緊急対策

既に三十三年度予算は成立したが、この予算は一部の独占的大資本に奉仕する性格をもち、國民大衆の要望と現実の不況局面に適合しないものである。即ち、過剰生産が深刻となりつゝあるときに、財政投融資のふくらましを行い、過剰生産をむしろ促進し、大衆購買力が不足して操短不況が深刻化しているときに、金融引きしめを強要している。このようにして政府の一部も認めざるをえなくなってきたように、国際収支は黒字基調となり、むしろ、国内の不況激化と失業増大こそが問題の重点となっているときには、それとは全く正反対のデフレ政策をなおも続けている。そして当面の不況に対しても、岸内閣はただアメリカの不況回復のみをあてにして大企業への救済、滞貨融資、輸入担保率の引下げ、日銀公定歩合の引下げ等の金融措置で当面をゴマ化そうとしているが、これ等は直接には大資本の救済負担の軽減であり、大衆の窮乏を救うものではない。われわれは、大衆生活の向上購買力の増大こそが、不況克服の基本であり、しかも消費財の輸入依存度はきわめて少いということが明らかとなつた今日、何ら心配することなく、国内需要拡大の積極政策をとるべきであるといふ基本觀点に立ち、さしあたり当面の緊急の対策として次の条項の措置を必要とする。
考へる。

1 雇用の増加政策の確立

- (1) 操短による離職者の防止
賃金水準を維持向上しつつ労働時間の短縮、交代制の活用等、行政措置その他の手段で企業の離職者を最少限にいくとめる。
- (2) 失業対策事業の拡大

失業事業は二五万人吸收（政府案）では不足であることは明瞭である。吸收人員を三十五万人に引上げ、特に一部は事務就労せしむべきであり、さらに職業補導の措置を充分に講ずべきである。
(3) 大衆購買力の引上げ、公共事業投資の増大、輸出増加をテコとして、供給過剰状態を解消し計画的に経済の拡大をはかり、新規就業者の完全就業を中心とする積極的な雇用拡大政策を行いうべきである。

2 中小企業、農業の經營安定、近代化政策の確立

日本經濟の二重構造是正を目標として、当面、次の緊急措置が必要である。
(1) 中小企業金融の増額、利子の引き下げ

昨年の中小企業金融の見返りとして買上げた金融債の売戻しを行うべきではない。

のみならず、第一四半期に於て国民金融公庫及び中小企業金融公庫に対し少くとも二〇〇億円の出資を増額すべきである。同時に、商工中金の資金量増額をはかるべきである。

(2) 財政投融資を、大産業重点より、中小企業、農業投融資増大に転換し、とくに農業に対しても、土地改良その他の農業近代化の費用を増額する。

(3) 最近の農産物価下落、買たたきの傾向に對して、酪農、米麦野菜果実等の商業農作物に対しても、それぞれ実情に適した価格支持政策を確立して、農民所得の増加をはかるべきである。

3 内外市場の拡大・大衆購買力の増加政策推進

- (1) 日ソ、日中貿易協定の実施促進、制限撤廃による全面的な拡大。既に成立した日ソ通商条約、第四次日中貿易協定その他鐵鋼の民間協定の実施について政府は便宜を与えて、これを促進すべきである。また、フィリピン、ビルマ、インドネシア等の賠償についても、正常輸出に対する影響を考慮しつつ滞貨の活用を図るべきである。
- (2) 資本家のゼロ回答を支持するような反動的な労政の廃止、労働賃金引上要求の支持

過去の好況によつて利益の蓄積された企業及び現在好況にある企業は、極力労働賃金の引上げを認めるべきである。

(3) 最低賃金法の制定

使用者だけで相談して賃金を協定することを原則とする政府案ではなく、社会党案の如き眞の最賃法及び家内労働法を成立させるべきである。

(4) 社会保障制度の拡充

老人、母子世帯、身体障害者に対する無拠出国民年金の実施に直ちに着手するとともに、これに併行して生活保護対象は一八〇万人（現行一五〇万人）に増加すべきである。また医療保険における国庫補助を増額して被保險者負担を軽減しつつ国民皆保険実現のため年間一千万人の新規加入を実現すべきである。

4 中小企業及び低額所得層の減税

個人事業税、小法人事業税、農地固定資産税、低額所得者の所得税、物品税等大衆負担を軽減すべきである。その財源は、年一千億円にのぼる、大資本法人の特權的な減免税措置のとりやめ等から求めるべきである。

5 以上当面の諸目標を達するため、三三年度予算の全面的再編成（補正）を行い、当面次の金融措置をとる。

(1) 在庫管理

製品、原材料在庫について、適格な捕捉がなされない現状では正しい政策を行うことはできない。殊に昨年春の思惑輸入は利益陰匿のための輸入であると云われている。この事態の放置はできない。速かに主要原料在庫入り調査の立法措置を講すべきである。

(2) 予算実行の繰上げ

例年第二四半期、第三四半期におくれる建設工事等の予算実行を促進し極力繰上げ使用すべきである。

(3) 棚上げ資金及び基金の取崩し使用

経済基盤強化資金等四三六億円の棚上げ資金は、國際収支の黒字化と他方過剰生産と失業が深刻化しつつある情勢では、殆ど意義を失つてゐるばかりか、中小企業振興、農林漁業小団地土地改良等の美名の下

にその原資は資金運用部に預託され、大企業向けの資金に転用されるに至つては、羊頭狗肉も甚しいと云わねばならぬ。

速かに棚上げ資金をやめて、失業対策事業、減税或は直接中小企業金融、土地改良資金に投資して活用すべきである。これがため三十三年度予算の補正を要求する。これが長期資金の計画的配分と金融制度の改革委員会による長期資金の質的規制をかねた計画的配分より始めねばならぬ。この基本方針の下に生産増加に見合う資金増加と金融緩和をはかる。

(1) 不要不急投融资の抑制、投資材、耐久消費材を中心の生産増大を中心とした財政及び民間金融機関資金の計画的配分、これによる設備投資競争の抑制
(2) 市中巨大銀行の新規長期貸出を抑制し、その資金を長期信用銀行、興業銀行の発行する金融債引受けに充当する。

二、基本的な経済再建政策
わが国経済の混乱と沈滯は、資本主義体制の根本的矛盾の現われであり、独占資本中心に資本蓄積を強行し、その生産力を拡大して輸出伸張を図る保守党政府の長期経済計画は破綻し、わが党は長い間の保守政権下に歪められ破壊された日本経済を再建し、発展させる重大な任務を負うのである。

そのための基本的な方策は既に昨年の「経済建設五ヶ年計画」及び本年二月党大会で決定された「長期経済計画」の中に示されているよう、先づ経済の自立と発展を阻害している原因

を除き、地ならし政策を行い国内有効需要をふやし、需給の均衡を恢復しつつ本格的な社会主義的計画経済に進まなければならない。

われわれが先づ為すべきことは、「長期經濟計画」の中第一期三ヶ年計画の各項目である。

1 自衛隊の縮減、再軍備費負担の排除、少くとも当面の増強を停止し、その非生産的経費を他の方面に転用することである。ソ連の核実験の自主的停止と東西会談の機運の醸成等、条件は次第に成熟しつつある。

2 海外市場の転換アジアとの結合

アメリカ依存の片貿易（三一年度北米輸出六六八百ドル、輸入一、六四五百万ドル差引約十億ドルの輸入超過）を是正し、通商の市場構造を改造し、中国、ソ連等共産圏貿易の全面的拡大、賠償、経済協力等によるアジア、アラブ諸国との提けいの強化

3 国土資源の総合調査と開発の推進

保守政権は国内の土地、地下資源等の開発を怠り、殆ど正常な調査すら行っていないため、大企業は設備拡大の原料を安易に海外に求め、原料の海外依存度を高め、輸入激増の原因となり、国土綜合開発も電源開発に偏している。われわれは土地の高度利用と農林近代化のため、二月党大会決定の「国土綜合利用調査要綱」に基き、土地の現況及び分類調査を進め、利用区分を設定すると共に、地下資源についても全土に亘り大規模な組織的調査を行い土地資源の再開発に看手すべきである。

4 中小企業の近代化と農林漁業の經營—安定二重構造の改善

長期の保守党政権の下で、独占大資本偏重政策の結果、一方には近代的な大企業とおくれた中小企業、農林漁業との格差は拡大され所謂産業及び雇傭構造の傾向が拍車をかけられた。

われわれは中小企業金融の拡充、経営抜術指導の強化、事業税等の減税措置、共同施設及び機械工業等雇用度の高い中小企業の設備近代化等積極的な助成によって中小企業の健全な発展と協同化を行うものである。

また農業については土地利用度向上計画と相俟ち山林原野によつて農用地の拡大を図

5 労働条件の向上と低所得階層の生活の引上げ、国内需要の増大

最低賃金法、家内労働法の制定、失業対策の拡充、労働時間の短縮、臨時工、社外工の常勤化、国民医療制度の推進、老人・母子・身体障害者等の国民年金の実施、住宅政策の推進等労働者の生活向上、社会保障の拡充を推進する。

6 金融、産業活動の規制と行政機構改革

以上の諸政策実施のため、当然所要の金融や産業に対するコントロールを行わなければならぬ。

これがため金融機関の制度的改革を前提とした「資金計画委員会」による金融の規制、重要産業の社会化等の措置をとる。

また中央、地方を通ずる行政事務及び財源の配分、陳情政治の原因となつてゐる補助金行政の整理、地方団体の規模の合理化適正化等が必要となる。これ等は概ねわが党の既に発表した「地方自治政策」の項でこれに応ずる諸改革を進める。

三、経済再建のための国民的運動

以上がわが党の計画経済に進むための地均し政策、再建政策の方向であるが、現在の不況を克服し再建の段階を経て、わが国平和的発展と、豊かな民主的な新社会を建設するには、わが党的努力だけでなく、労働者、農漁民、中小企業者、青年、婦人及び凡ての國を愛する人々の团结と協力が必要である。

われわれは党の正しい政策を以て、労働組合、農民団体、産業団体、青年、婦人団体、学習者評論家各層に呼びかけ、眞面目な討議と熱心な運動によつて、当面の危機の打開に進まなければならぬ。

ればならぬ。

第二号議案 地方自治政策

第一 保守中央政権下の地方自治

- 一、地方自治を守り、反動的中央集権化に反対する
1 内政省設置に反対する
内務省復活の第一歩であるとともに建設行政を後退させるものである。

2 町村合併の再検討

- (1) 新市町村育成のための財政措置を推進し予算確保を図る。
(2) 未合併町村に対する天降り強制合併を阻止し、弱少町村に対する財政上の制裁規定を削除する。
(3) 三年間の合併実績を再検討し、基礎的自治体の規模適正化と事務再配分を図る。

3 府県制度、道州制、郡の再編に対する態度

- (1) 知事官選に反対する。
府県の統合、知事の官選、道州制は、その内容が不明確で地方政治の中央統制を強め、のみならず、機構を複雑化、非能率化する危険があるから賛成し難い。

二、地方税財政対策

1 地方税改正の重点

(1) 勤労者に対する住民税の負担軽減

- (イ) 国、所得税における改正を当年度から住民税に及ぼすよう税法を改正する。
(ロ) 特別徴税義務者に対する手数料払戻しの制度を検討する。

(2) 住民税の地域的不均衡の是正

- 第二方式及同但し書の規定を適用する市町村の住民税を軽減し課税総額を制限する

(3) 事業税の軽減

- (イ) 個人事業税は税率の引下げ、勤労性事業の控除引上等を実現将来の撤廃を目指としてその軽減を図る。
(ロ) 農業事業の新設に反対する。

(イ) 法人の行う林業について課税する。

(ロ) 農地の免税点を引上げる。
休閑宅地の固定資産税を増徴する。

(イ) 大規模償却資産の特例は前年度方針を継続する。
(ロ) 林地の立木評価についてその方法を検討する。

遊興飲食税

大衆飲食に対する減税

(イ) 地方交付税、たばこ消費税率の引上げ
新年度国税三税の徴収見込額、地方税収入の見積り、財政需要見込額等を検討して税率を改める。(二%引上げ)

消防施設税

消防施設税の創設を支持する。

2 地方財政対策

(1) 地方財政再建特別措置法の改正

前国会と同様、再建法の改正案を提出し「再建計画」の性格を変更して融通性を与え、再建団体に対する中央干渉を排除するとともに自主再建団体に対しても赤字融資の途を開く。

(2) 地方債元利償還の軽減と利率の引下げ

(イ) 現在の債務に対しては、その性質により元利償還金を全額国に肩替するものと一部肩替するものとに分ける。その範囲は
一、昭和二六年度、二七年度および二九年度において給与費等の財源の不足額を地方債で措置した分の元利償還金
二、国の施策に基く一般公共事業、失業対策事業及び義務教育施設の建設事業等の地方債の元利償還金の二分の一
三、地方自治体のうち、財政状態がとくに悪いところについては、前項にかかわらず、元利償還金の二分の一以上を

国が負担する。

(二) 今後の地方債には公募債を減少して政

府資金の枠を拡大しその利子を三分五厘

程度（現行六分五厘）に引下げ、償還年

限を大巾に（現在の二倍程度）延伸する

(3) 地方団体の事業及び給与の財源の確保

公共事業の国庫補助負担率を引上げ、地

方負担の財源を確保し、給与改訂に伴う所

要の財源措置を行う。

(4) 公営企業金融公庫の拡充

公営企業金融公庫を拡充し、上下水道、

交通、住宅、港湾、市場、屠場、公益質屋等の公共融資を強化する。

(5) 国民健康保険に対する補助引上げ

国民健康保険事業の療養給付補助率を二割から三割に引上げる。これは国民皆保険の前提条件である。

3 地方公務員の生活の保障

(1) 国家公務員にくらべ、とくに低い地方公

務員の給与格差の是正を推進する。

(2) 昇給昇格の停止又は延伸に反対し、昇格の財源の確保と完全実施を推進する。

4 警察、消防対策

(1) 道府県警察費の中国費支弁分（警察法第

三十七条）を廃止し、道府県の負担とする

(2) 警察官増員に反対し、警察予備隊を減員して他に配置転換せしめる。

(3) 国家消防本部を国家公安委員会から自治

庁に移管し、消防の近代化を促進する。

(4) 消防財源の強化と組織の近代化

(1) 消防施設の充実、住宅の不燃化、防火

建築帶の整備の財源は損保会社の資金の活用、政府資金の増加により増額する。

(2) 地方消防に於ても、常備消防の拡大と消防団の整備に重点を置き、常備施設のために補助を行う。

現行の総花式ポンプ購入資金補助を再検討する。

(3) 府県知事の市町村消防に対する運営管

理権に反対する。ただし、危険物取締について府県設備に技術者を置き知事の監督権を認める。

(二) 裏日本等地理気象的に大火の危険のある

る中小都市には上水道の整備、消防施設の強化等重点施策を推進する。

5 そ の 他

寄附の制限

公租公課以外に寄附金が増加し住民負担増大させている。東京都その他一部の都市の例に準じ村、市町は条例により寄附金の調整をなし得るよう立法を検討する。

第二 社会党と地方自治政権

一 党の地方制度改革方針の確立

われわれは、新憲法に基く地方自治、教育分権、民主警察の成果を守るために闘いを続けて来た。とくに吉田内閣以来占領政策の行き過ぎは正の美名の下に進められた教育、警察の中央集権逆コースに対し激しい闘争を開けし、地方財政の確立、公務員制度の民主化のためにも大きな努力を払ってきた。

しかし、この闘いは保守政権の反動政策に対する防衛闘争であつて、決して現在の地方自治制度を是認し正当化するものではない。

わが党が経済の長期計画を持ち、社会党政権下のプログラムを明らかにしている現在、地方財政政策についてのみ、当面の応急策に終始することとはもはや許されない段階にいたつている。われわれは経済五ヵ年計画に掲げる民主主義の確立と平和経済建設の基本線にたって、わが党の地方制度改善の方向を明らかにし、当面の活動の足がかりとしながら、一方党将来の政策を国民の中に浸透し、その信頼を深めなければならない。

二 社会主義と地方自治

社会主義は産業を社会化し、国民経済を強力に規整するのだから、中央集権が当然で地方自治は後退するという考えは正しくない。

もちろん、われわれの時代における「地方分権」や「地方自治」の意義は、国家主義的官僚政治や独占資本と結びついた。保守政権の時代と異なることは当然である。從来の地方自治は帝王、貴族の專政に対抗した地方の地主ブルジョアジーの理念であったし、独占資本主義下でも、巨大資本と結びついた中央政府の地方支配に対して、地方自治体の抵抗は、自治確立の要

望となつてあらわれている。

社会主義は当然国内の平和建設を進め、民主教育や社会保障など、地方自治体の要望する事業に重点をおくから、資本主義の下でのような中央と地方の対立は越りえない。中央と地方は支配、被支配や従属関係ではなくて同一目標に向つての協力関係になつていくのである。

従つてそこでの地方分権や自治の意味は、当然異つてくる。それと共に中央集権は、どんな善政でもすべての地方の隅々までその実情に適合する運営は不可能であり、また安定永続することはできない。どんなに慎重で賢明な配慮をしても、中央は地方の実態から浮き上り、画一化、官僚化の危険が生れてくるのである。

高度に統制された中央集中制においても、常に地方の問題は可能な限り、地方に任せなくてはならない。日常の運営と事業の決定等は地方政府限りで行えるものはその自主財源を与え、中央は一般的基準を示すことと、技術的助産指導の範囲を守ることが必要となる。ソヴェトや中国等共産圏における最近の民主主義化と地方分権への傾向はこのことを示している。

いかなる政治も民衆との接触を広く深くし、創意と活力が民衆の中から政治に流れ込むシステムを維持しなければ、永続きはしない。その民主主義の基盤となる人民を新聞、ラジオ、テレビ等のマス・コミだけで繋ぐことは人民を政治的に愚民化するであろう。地方の身近な問題の政治的処理や、地方行政の運営と決定に直接参加できる場所を確保することは、民衆の実践的な政治意識を高めるためにも必要なのであり、地方自治の理念は社会主義の下では現在よりも積極的な意味を持つであろう。

三 地方制度改革の目標

われわれの改革の対象は、地方制度一般ではなくて、現在の日本の地方制度であり、その客観的な条件の中で改革を考えなければならぬ。同時に何のための改革か、その目標を明確にしなければならない。

その際われわれが考慮すべき重点は次のようになろう。

1 新しい自治の形成——事務と財源の再配分

厳密な意味で、日本は実質的な地方自治をもたない。新憲法に基き、地方自治法に定める形

式的な团体自治と人民自治の諸原則は、地方行政を拘束し、その自主性を奪う無数の法令、

税法、財政措置によって、ふみにじられる。

小さな事業、一々の施設についても、自治体は法令や補助金や起債について、中央の承認なしに行うことができない。

人事も給与も、形の上では地方の自由であるが、財政の紐で中央に握られている。

無数の国の委任事務は地方への重圧となり、それぞれ中央官庁機構と補助金に結びついて、地方団体の事務を動脈硬化させ、府県も市町村も陳情團化している。

地方制度改革はまず、国、地方の責任分野を画定し、事務と財源を再配分して、地方団体の実質的な自主性を確立しなければならない。事務配分にふれずに、町村合併や府県の統合を論ずることはナンセンスであろうし、補助金制度を改革せずに、地方財政赤字を論ずることは無意味である。

末端の基礎的自治体は、その地域的産業経済文化圏に適にする単位とし、第一線の綜合行政から自主的に遂行できるよう、事務の範囲を拡大するとともに国は現在地方団体におしつけている大規模事業を直轄に移し、その責任で行う必要があろう。

2 開発と基礎建設の推進

わが国の最大の欠陥は国土開発と公共施設の権力的方法でなく、事務の一般的基準を定め、技術指導助言の手段により、可能な限り地方団体の自由を尊重すべきである。

国土資源の調査と利用が進まないままに巨大工業の生産力を高めることは、食料と原料の輸入を増大し、国際収支の面から経済拡大は矛盾と破綻を生じることになるであろう。

過去の軍国主義の、金儲け本位の資本主義の政策の残した惡しき遺産である。この基礎建設の膨大な集積を解消することは社会党政権の最大の任務でなければならない。

われわれは開発と建設のために中央と地方の制度を改革するのである。そのためには

(1) 中央の建設省を中心として国土開発省をつくり、開発建設部門を統合する。

地方出先の建設機関も統一する。

(2) 自衛隊を改編してその半ばを平和国土建設隊として各地方に配置活動させる。

(3) 全国を数個の開発ブロックに分ち、国が中心となり開発計画を整理策定して、これを促進する。

(4) 開発行政と事業を国と地方に配分し、大規模事業および数府県に跨るものは国が施行し小地域の主として国土調査と利用に関連する第一次産業等は地方団体に担当させる。

われわれはこのような開発建設の事務の再配分と国の責任を明確にすることによって、開発区域行政のための府県の統合はその必要がなくなるものと考える。

四 改革的具体的内容

以上の基本原則にもとづいて、将来の青写真を示せば、つぎのようになる。しかしこの青写真を実現するには、社会主義的勢力の強力なる基盤がなければ実現できないことはいうまでもない。

1 基礎的自治体の形成

全国それぞれの地区の第一線自治体を地方的な経済文化圏に適応した規模に合せ、総合行政の単位としなければならない。

(1) 町村合併の発展と基礎的自治体（中型自治体）の育成

おおむね中小都市を中心とした農山漁村を背後地とする地帶では、市町村合併の過程を経て産業交通文化圏を単位とする基礎的自治体を育成す。この中型自治体はおおむね人口十万前後で旧郡程度の大きさとなるが必ずしも旧郡の区域によらない。（この中型自治体は、県と呼んでも郡と呼んでもよいが、ここでは一応郡と呼ぶことにする）

この郡は特別市、独立市（後掲）と同等の完全自治体で、従来府県の行つた補完行政

（高等学校、保健所、社会福祉、病院、小規模土地改良等）を引継ぐものとする。
郡内の旧市町村は行政区として、財産管理、義務消防等の事業を処理させる。

2 独立市

旧市で人口十万以上、その大部分が都市的型態のものは独立市とする。独立市は郡と同じく府県の補完行政を承継する基礎的自治体とする。

3 特別市

人口五十万以上の大都市を特別市とし、そこの基本的性格は独立市郡と同じであるが、大学・大規模試験研究機関、交通施設等その事務の範囲はより広汎となる。特別市には特別行政区を設ける。

以上で全国は五〇〇ないし六〇〇の郡、特別市、独立市および郡に分れる。
基礎的自治体は、国家的統轄事務、大規模開発事業を除き、それぞれの地区に応じ総合行政を行いうるよう、その権限と財政力を強化する。とくに産業行政機能、公営企業を拡充し、地方中小企業の発展と都市農村の建設を促進させるよう配慮する。

2 道府県の範囲と事務

(1) まず特別市、独立市、郡形成の基礎を確立してから、道府県の再編を行う。

(2) 道府県はその補完行政部分を基礎的自治体に委譲し、主として道路調整統轄の事務と市郡の協同事務（教育、警察の連絡事務、特殊病院、養老院等）の維持管理等を処理する。選舉管理委員会、地労委、人事委員会等の行政委員会を残置する。

道府県の公共事業の中小規模のものは市、郡に移し、大規模補助事業は国の地方開発機関に移管する。

3 開発地域の設定

要すれば全国を数個の「開発地域」に分ち國の開発行政機関をおき、その地域の開発調査および実施に当る。

4 交付金補助金

生活保護、失業対策、義務教育費等の定率補助金は存置し、国の負担率を高める。

公共事業補助は事業そのものを国と地方に

分ち、負担と責任を画定し、できる限り補助金を整理す。現在道府県、市町村の行う公共事業についても、地方財政に大きな負担となるものは国の直轄に移すものとする。

(3) 委任事務経費についての補助負担金、委託費、零細補助金等は整理して、地方交付税に含める。

(4) 調整的一般財源としての地方交付税制度は拡充し、増額する。

(5) 公共事業財源を増額し、その越債分については償還年限の延伸と利子補給を行う。

4 地 方 税

基礎的自治体の自主財源を強化、国税との見合いで根本的税制改正を行う。

5 警察、消防、その他

(1) 警察は基礎的自治体（都、特別市、独立市、中型自治体の単位）の自治体警察とし、国は自衛隊改編後その一部を国民警察隊として保有し、自治体警察の予備とする。

(2) 消 防

国家消防本部は、国家公安委員会から自治庁に移管し、市町村消防を近代化し地方消防も漸次常備化して、義勇消防を縮少し、補充任務を持たせる。

(3) 教 育

地方教育は都、特別市、独立市、中型自治体の教育委員会（公選制）の運営とし、人事給与の統轄調整のため道府県教育委員会を残る。

第三号議案 地方自治体綱領作成の指針

目 次

まえがき

一、作成の目的
二、綱領作成にあたつての基本的態度

(1) 自治体の分析
(2) 保守中央政権下における地方自治対策の制約と限界

第一部 都道府県綱領
一、○○県（都道府）政の目標と現状並びに中央対策

置する。

国の義務教育費負担を二分の一から三分の二位まで引上げる。

中小学校の教員定数を増加する。
高等教育は産業教育面でさらに充実させ将来義務別にする。

五 改革の効果

この効果はつぎのように規定する。

1 基礎的自治体は特別市、独立市、中型自治体の一段階となり、その数五〇〇—六〇〇となつて相互の規模能力の差が縮少され、均衡

してくる。

2 住民の日常生活に直結する施設行政、營造物行政が一元化して効率的になる。

3 基礎的自治体の産業行政が強化され、地方中小都市の発展、農村工業、地方産業の向上により、人口雇用の過大な都市集中の傾向を抑制する。

地方都市と背後農山漁村の一体化が促進される。

4 府県の機能と人員の一部が市町村と融合し郡行政の技術的向上が期せられる。

5 大都市問題が解決される。特別市を除く府県の残存部分は独立市、都として特別市に併立し府県において統轄調整を行うことによつて協力体制が可能になる。

6 外郭団体と非常勤公務員が大幅に縮減される。

4 行政機構の合理的簡素化

3 清潔なる地方政治

2 ポス支配の排除、公平なる県政の展開

1 議会並びに行政運営の民主化

二、地方自治と民主化の擁護

3 財政の確立と住民負担の軽減

2 清潔なる地方行政

1 敬老年金制度の実施

2 民生保護事業対策

(1) 生活援護対策
(2) 母子対策

五、教育文化の民主化と振興	1 教育委員会の民主化	2 民主平和教育の推進	3 学校教育の拡充	4 育英資金制度の充実	5 社会教育の充実推進	6 保健衛生対策	7 国民健康保険の実施促進	8 労働対策
六、交通網の整備拡充と災害復旧の促進	6 学術、郷土芸術、文芸の育成と助長	7 生活の科学化	8 私学振興と地方大学の充実	9 地方産業の振興	10 総合的な開発計画の樹立と推進	11 農村対策	12 森林資源の開発	13 港湾の整備
七、道路その他公共施設の整備	6 学術、郷土芸術、文芸の育成と助長	7 生活の科学化	8 私学振興と地方大学の充実	9 地方産業の振興	10 総合的な開発計画の樹立と推進	11 農村対策	12 森林資源の開発	13 港湾の整備
八、道路橋梁の計画的整備	6 学術、郷土芸術、文芸の育成と助長	7 生活の科学化	8 私学振興と地方大学の充実	9 地方産業の振興	10 総合的な開発計画の樹立と推進	11 農村対策	12 森林資源の開発	13 港湾の整備
九、都市計画	6 学術、郷土芸術、文芸の育成と助長	7 生活の科学化	8 私学振興と地方大学の充実	9 地方産業の振興	10 総合的な開発計画の樹立と推進	11 農村対策	12 森林資源の開発	13 港湾の整備
十、中小企業対策	6 学術、郷土芸術、文芸の育成と助長	7 生活の科学化	8 私学振興と地方大学の充実	9 地方産業の振興	10 総合的な開発計画の樹立と推進	11 農村対策	12 森林資源の開発	13 港湾の整備
十一、工場誘致	6 学術、郷土芸術、文芸の育成と助長	7 生活の科学化	8 私学振興と地方大学の充実	9 地方産業の振興	10 総合的な開発計画の樹立と推進	11 農村対策	12 森林資源の開発	13 港湾の整備
十二、農林水産業対策	6 学術、郷土芸術、文芸の育成と助長	7 生活の科学化	8 私学振興と地方大学の充実	9 地方産業の振興	10 総合的な開発計画の樹立と推進	11 農村対策	12 森林資源の開発	13 港湾の整備
十三、日中、日ソ貿易関係等の改善	6 学術、郷土芸術、文芸の育成と助長	7 生活の科学化	8 私学振興と地方大学の充実	9 地方産業の振興	10 総合的な開発計画の樹立と推進	11 農村対策	12 森林資源の開発	13 港湾の整備
十四、消防対策	6 学術、郷土芸術、文芸の育成と助長	7 生活の科学化	8 私学振興と地方大学の充実	9 地方産業の振興	10 総合的な開発計画の樹立と推進	11 農村対策	12 森林資源の開発	13 港湾の整備
十五、公営企業対策	6 学術、郷土芸術、文芸の育成と助長	7 生活の科学化	8 私学振興と地方大学の充実	9 地方産業の振興	10 総合的な開発計画の樹立と推進	11 農村対策	12 森林資源の開発	13 港湾の整備
十六、町村合併について	6 学術、郷土芸術、文芸の育成と助長	7 生活の科学化	8 私学振興と地方大学の充実	9 地方産業の振興	10 総合的な開発計画の樹立と推進	11 農村対策	12 森林資源の開発	13 港湾の整備
十七、平和運動の推進	6 学術、郷土芸術、文芸の育成と助長	7 生活の科学化	8 私学振興と地方大学の充実	9 地方産業の振興	10 総合的な開発計画の樹立と推進	11 農村対策	12 森林資源の開発	13 港湾の整備
十八、まえがき	6 学術、郷土芸術、文芸の育成と助長	7 生活の科学化	8 私学振興と地方大学の充実	9 地方産業の振興	10 総合的な開発計画の樹立と推進	11 農村対策	12 森林資源の開発	13 港湾の整備

一、作成の目的

労働党はその長い反対党時代に、社会主義の思想を国家の当面の諸問題に適用する実際的な方策を作成することに費さなかつたことは大変残念であった。（ラムゼー・マクドナルド）

この言葉は、一九二四年イギリスにおいて、はじめて労働党内閣ができたときマクドナルド首相の心なる述懐である。このことは、三十年後の今日のわが党に対しても、中央地方をつうじ大いに反省を必要とするところである。したがつて、わが党がこの欠陥を是正し、大衆の与望にそなためには、高い理想はつらぬかれながら同時に現実に即する具体的な政策の樹立と政策の扭い手である党組織の拡大と強化がはかられなくてはならない。自治体綱領の作成はかかる要請と時務に応えんとするものである。

即ち、わが党は本年度の大会において、地方自治問題についての基本的な争いの指針として『地方自治政策』を決定した。しかしながら、これは一般的な原則であつてこれだけでは充分でなく、われわれはさらにこの基本政策にもとづいて、各都道府県即ち自治体ごとに、「党は何をなすべきか」を具体的に明かにした、それ

ぞれの県政綱領を作成しなければならない。というのは、一つには、党は本年度の運動方針で地域大衆斗争の推進を中心的な眼目の一つに決めているが、この活動は自らの住む自治体の現状を把握し、その上に立って具体的に斗い方を積あげるのでなければ、真に適切にして効果的な運動を開拓することは出来がたいからである。したがつて、これはたんに首長や地方議員だけでの問題ではなく、全党员の課題でなくてはならない。

二つには、来年度に迫った地方選挙にあたつて、特に保守政権下において党が有利に選挙戦をするためには、各都道府県ごとにこの選挙戦を契機として、党はそれぞれの県政で「いかに具体的に斗うか」を県民に明かにしなければならない。そのためには、この都道府県政綱領がそれぞれの自治体ごとに選挙綱領ともなり得るからである。

二、綱領作成にあたつての基本的態度

われわれが、綱領の作成にあたつて、特に留意しておくべき点は、次の通りである。

(1) 自治体の分析

われわれが自治体綱領を作成するためには、まず第一にしなくてはならないことは、自分たちの住む環境(自治体)を知ることである。即ちその健康診断であり、分析である。実態を知らずしては何もできないからである。分析ができるれば、どこに問題があるかそれが浮きぼりされ、綱領作成の有力なる手がかりができるのである。

したがつて、綱領の作成にあたつては、本来ならば自治体の分析、即ち基礎調査が先行しなくてはならない。しかし、基礎調査のためには多大の労力と日時を必要とするものである。しかも綱領の作成は、さしつまつた新春の地方選挙の間にあうべく、決してその遷延を許さないので、それぞれの自治体の調査障害など勘案して、基礎調査に日が暮れ綱領の作成ができないようなことがあってはなら

ず、基礎調査は綱領作成の必要最少限度にとどめることも、またやむを得ないところである。自治体の分析や基礎調査は、あくまでも自治体綱領作成のための準備作業であつて、目的は自治体綱領の作成であることを知らなくてはならない。

(2) 保守中央政権下における地方自治対策の制約と限界

終戦後の歴代の保守党内閣は、一貫して対米従属の再軍備政策と大資本中心の政策が、地方自治の犠牲のものとなってきた。したがつて、わが国の地方自治体は金融財政上のしわ寄せと強い中央統制(中央集権)の下にあり、いわば現行の地方自治制度は、地方自治とは名ばかりであつて、自主財源の不足公債費の累増、財源を伴わない委任事務の激増などで地方財政は動きがとれず、その実体は、「一割自治」とさえいわれているのが現状である。また、補助金、地方交付税など紐つきの国庫支出金などにしばられ、強く中央統制がなされており、憲法で認められている地方自治は全く形式上のことであつて、実質的には否定されているのである。したがつてわれわれが綱領を作成し、地方自治の発展をはかる場合に、万事、自治体だけで安易に問題の解決ができるよう誤認してはならないのである。きびしい制約と限界があることを知らなくてはないのである。即ち、地方自治体の枠内でやれることと、中央における国の政策転換なしにはできないものとがある。したがつて、われわれは枠外と枠内の二つの対策をもたねばならない。

さらに府県の任務と市町村のそれとでは自ら異った面がある。それ故、綱領作成にあつては、国—府県—市町村の関連を明確にして具体的な指針を立案するよう心掛ける必要がある。

第一部 都道府県政綱領

一、〇〇県(都道府)政の目標と現状並びに

中央対策

われわれは一般県(都道府)民とともに、平和で清く明るい住みよい〇〇県の発展を希望し

県政がこの目標実現のために運営されることを強く期待する。しかし○○県の現状はこの目標にはほど遠い。すなわち、甚だしい府県間の発展のアンバランスと後進性、過年度災害のおびただしい累積、不完全きわまる道路、おくれた教育文化施設、不健康的な衛生環境、前近代的な農業、窮乏にあえぐ中心企業を抱え、住民は重い税金、寄付金の下に苦しんでいる。(この辺で、その県の自然条件、人口や産業の実態、公共施設の未整備、公共事業の進捗度合、住民負担の実状をあげて示し、問題の所在を浮き彫りする)、これが現状ではないか――。

また道路、橋梁や河川を改修し、林道や土地改良など農業施設をやるのにも、有力者や議員を通じて中央に陳状運動をし多大の労力をついやし、また多額の公金が交際費、接待費として無駄に使われている。そのため多くの外かく団体が濫設され、腐敗と汚職が横行している。しかもこれ等の公共施設はなかなか改善されない。これが現状ではないか。――前述のようにわれわれが、平和で清く明るい住みよい県を建設するためには自治体 자체だけではとうてい解決できず、国の施策の転換が絶対に必要となってくる。しかし、現在のごとく中央の保守政権の下では抜本的な政策の転換は期待すべくもなく地方自治問題の抜本的解決は困難である。したがって、眞の解決は米国の従属から脱却し、独占資本の収奪と再軍備政策を打破し、地方自治を重要視する社会党政権の実現による国の施策の転換をはかる以外にはないのである。すなわち、党の「貿易の拡大と国際收支の改善」、「国土総合開発の推進による雇傭の拡大と国内自給度の向上」「所得の不均衡是正」を中心とする経済五ヵ年計画並びに一連の党的政策の実施に待つ外ではなく、ここにわが党的歴史的な任務があるのである。

とくに国と市町村の中間にある府県の段階は保守政権の地方自治に対する防波堤の役割をもつものであって、地方自治の枠を拡げる運動は重要である。しかもこの枠外(中央対策)と枠内(地方対策)は、これを別々のものとしてではなく、両者を有機的に結びつけ、中央と地方の連絡を密接にし、議会外の地域大衆との共斗を通じて、地方自治と民主主義を守る斗いを

展開しなくてはならない。当面保守政府の諸政策に対し、次のような政策をもつて斗いを展開する(「地方自治政策」参照)。

1 内政省設置道州制、知事官選、地方議会权限の縮少反対

2 自主財源の強化

3 大衆課税の輕減と大資本中心の非課税の整理

4 補助金、負担金の率の引上げ単価の是正、紐つき排除

5 地方債における国と府県間の責任の明確化負担の輕減、利率の引下げ

6 地方交付税率の引上げ

7 地方財政再建特別措置法等による中央干渉の排除

8 大規模事業の国への直轄移管と全額国庫負担

9 工業配置法の立法化と工場の地方分散

10 出先機関の整理統合

11 地方公務員の生活と諸権利の保障

二、地方自治と民主化の擁護

民主政治の基盤である地方自治を守り、これが民主化のためには、地方自治に対する保守政権による圧迫に対しては枠外の中央対策としてこれをはねのける方策とこれが重要性を示した。他面保守政権のもとにおいては何事もしないといふのは間違いであって、われわれが自ら住む地域の枠内での地方自治の擁護と民主化のふだんの斗争を怠ってはならないのである。中央と呼応し地方においても全力をあげて斗つて、はじめて自治権の回復ができるのである。当面自治体行政の公正な運営をはかり、民主的県政の確立に政策の重点をおく。

1 議会並びに行政運営の民主化

(1) 地方議会における秘密会、各派交渉会、各派代表者会議等の裏口取引を排除し、公開の原則を貫く。

(2) 地方議会における各種委員会は可及的に開の原則を貫く。

(3) 請願、陳情等の迅速なる処理をはかる。

(4) 公聴会の活用。

(5) 地方議会の弘報活動を強化し、住民との直結をはかる。

(6) 議会外の民主諸団体との提携の強化

農民組合、労働組合その他議会外の民主團体との提携によつて多数党の横暴を阻止し、民意の地方議会への反映をはかる。

2 ボス支配の排除、公平なる県政の展開保守勢力による地域別、戦種別並びに階層別の不均衡是正。

3 行政機構の合理的簡素化

簡素化合理化、能率化、窓口行政の民主化外郭団体の整理、人材の登用と政党介入の排除。

4 清潔なる地方政府

宴会、待合政治の排除、監査制度の強化、綱紀肅正、汚職の一掃。

三、財政の確立と住民負担の軽減

(中央財政、市町村財政との関係については

党の「地方自治政策」参照)

(1) 県税における不均衡是正、低額所得者の負担軽減

(2) 法定外普通税の整理

(3) 寄付金、負担金の規制と軽減
義務外負担の排除

四、福祉行政の確立

福祉行政の推進は自治行政の本来の任務の一つであり、また保守政権の再軍備促進と大資本擁護の政策のため、そのしわ寄せのため地方住民の生活が極度に圧迫されているので、特にこの点に重点をおかなくてはならない。

1 敬老年金制度の実施

大分県をはじめ社会党並びに革新系首長は統々と本制度の実施をはかつてている。社会保障の実現を単に保守政権の中央対策だけにまたず、自治体でも実行すべきであつて、わが党はこれを大きく取上げるべきである。このことは、国の国民年金制度確立への足がかりとなるものである。その場合には適用年齢、所要財源の明示をなすべきである。

2 民生保護事業対策

(1) 生活援護対策
福祉事務所の充実をはかり、保護世帯に対する生活、住居、教育、医療その他の扶助に遺憾なきを期す。保護施設として養老院、授産施設、宿泊提供の完備、身体障害者や引揚者には職業補導、資金の援助を講ずる。

3 労働対策

- (1) 就職あつせん、職業補導機関、授産場の整備拡充
- (2) 失業対策（駐留軍労務者をふくむ）の強化
 - 基地反対運動と併せ特に駐留労務者の失業対策の樹立に万全を期す。就労日数の増加をはかり、期末手当の確保と失業対策の枠を拡大する。
- (3) 最低賃銀制確立対策
 - 生活費を保障する最低賃銀制実施の推進をはかる。
- (4) 労働金庫に対する県の余裕金の預託、貸付け
 - 農村教育及び労働会館等勤労者福祉施設の助成
- (5) 農村問題解決審議会の設置
 - 府県の直轄として部落解放同盟、労組、農民代表、学識経験者等をもつてし、部落問題の審議、答申、行政指導と点検を行う

4 同和対策

- (1) 部落問題解決審議会の設置
 - 住宅の実態調査にもとづく所要住宅を調べ、県、市町村官公庁、会社および個人の建てるすべての住宅を計画にのせ総合的に年次不足住宅別解消計画をたてるべきである。
- (2) 生活環境改善の助成
- (3) 住宅対策
 - 年次別解消計画の樹立
- (4) 低家賃住宅の拡充
 - 今後は低額所得の労働者を対象としたいわゆる「低家賃住宅」の建築を推進しこれが実現をはかる。そのため公営住宅、都道府県営アパートの積極的設置。資金の貸付、宅地助成事業の促進、家賃の軽減規定の適正化並びに住宅組合の助成をはかる。
- (5) 農家の不良住宅並びに台所改善

住宅対策がともすれば都市偏重になりがちであるが、これを農村にも及ぼす。不良住宅の調査と改造の指導をなし、低利かつ長期の農業振興資金の貸付けによって、農村の不良住宅並びに台所改善を併せ行い、農村婦人の解放をはかる。

6. 保健衛生対策

- (1) 病院、保健所、診療機関の整備充実
- (2) 災病院、結核療養施設等の拡充
- (3) 精神薄弱者養護施設の創設

7. 国民健康保険の実施促進

- (1) 国保の普及促進と助成
- (2) 直営診療所の設置と無医村解消

五、教育文化の民主化と振興

(1) 教育委員会の民主化

教育委員の民主的任命並びに委員会の民主的運営、中立性保持と勤務評定のおしつけに反対する。

(2) 民主平和教育の推進

学校教育の拡充

- (1) 教職員定数確保と不正常授業の解消
- (2) へき地教育の助成
- (3) 老朽校舎の改築、運動場その他施設の充実
- (4) 学校給食の普及改善
- (5) 義務教育国庫負担費増額とPTAの公費的負担の全廃

(4) 勤労者のための定時制高等学校の充実

- (1) 高等学校の合理的統合の促進
- (2) 教育英資金制度の充実

(5) 社会教育の充実推進

- (1) 天下りおしつけ的道德教育に反対し、平和教育の推進をはかる。同和教育の推進
- (2) 学術郷土芸術、文芸の育成と助長
- (3) 生活の科学化
- (4) 冠婚葬祭の簡素化、農村生活の改善、生活の科学化の推進

- (5) 交通網の整備拡充と災害復旧の促進
- (6) 私学復興と地方大学の充実
- (7) 交通施設は経済交流の動脈であり、産業発展の基幹であるので、道路、鉄道、空港、港湾施設の完備をはかる。保守党に委せず、わが党も積極的にこれを取上げるべきである。

(1) 道路河川の計画的整備
道路の改良、河川の改修、橋梁、舗装、農道、林道整備の年次別計画を樹て地域的な不均衡とバス支配の排除をはかる。また国道、府県道及び市町村道の総合的整備計画をたてる。

1. 総合的な開発計画の樹立と推進

- (1) 独占資本中心から住民本位の開発計画へ
地方自治体における産業開発の最大の問題点は、国土綜合開発法（昭和二五年法律二〇五）による開発計画とこれが実施が水系別多目的ダムの建設、特に電源開発を中心とし、独占資本の要請に応えんとするものであって、農村振興、森林資源の開発が等閑にふせられ、また開発がはなはだしく地域的にアンバランスを示し、先進県と後進県の格差がひどくなっている。また郷土産業並びに地方住民との結びつきも充分考慮されず、地域住民の生活の保障ともなつていいない。したがって、根本的には、党が計画している工業配置法の立法化によって、工業の強力かつ計画的な地方分散をはかると共に、独占資本本位の開発から住民本位の開発計画に切替えさせることが大切である。とくにおくれた農林業発展のため土地利用を中心とした開発計画を樹てこれを推進しなくてはならない。

- (2) 全額国庫負担によるべきである。
ダム建設、国営開墾及び國の直轄事業は連を考慮して、府県の特性を明らかにし、将来の発展性の展望の下に、建設計画を樹

立する。計画は高度の綜合性と企画性を必要とするから必ず開発計画をもつべきである。また既に樹立されている都道府県については、過去四カ年の実績と計画内容とを比較検討して、これが充実と推進をはかるべきである。

(3) 計画樹立と府県、市町村の協力体制の確立

府県の開発計画は、府県を若干の開発区分に分ち地域的な均衡をはかつて樹てることが必要であろう。市町村の開発計画は、府県の計画を前提とし、他町村との関連を考慮して、市町村の経済上の特性を明らかにし樹立する。なお、地域の開発計画は府県と市町村並びに住民との協力のもとに樹立推進されなくてはならない。計画の作成および実施のため県及び各開発区に総合開発委員会を設置すべきである。

ただし、総合開発計画の樹立、工業誘致に急なあまり、郷土産業の振興が困却されてしまう。あくまでも既存産業の育成と助長を第一とすべきである。

農業対策

土地条件の整備
開拓、干拓、農地改良、耕地整理
営農の改善
耕土培養、農業技術の普及、農村電化、機械化並びにサービス・センターの建設、品種改良。

(2) 有畜農業と酪農振興

県有家畜の貸与、家畜導入資金の貸付による無家畜農家の解消と酪農の振興、家畜取引の近代化と市場の整備、中小家畜の奨励、草地改良、加工施設の整備。

農村金融の確保

(4) 農業協同組合等農業組織並びに団体の育成と民主化

不振組合の解消、農民組合との連携強化
農業の協同化

(6) (5) 養蚕振興 稚蚕共同飼育施設、乾繭場の整備、繭取引の合理化。

(7) 試験研究機関と技術指導と技術教育機関

の充実

3 森林資源の培養

(1) 国庫負担による治山治水の徹底的実施
(2) 森林計画の樹立と民主的利用
(3) 樹種更新、樹苗の需給体制の確立と造林の推進、県行造林、高、中、小学校造林の致する利用計画をはかる。

3 森林資源の培養

奨励

(1) 林道網の完備
(2) 沖合漁業の振興
(3) 漁業金融の強化
(4) 沿岸漁業の振興

4 漁業対策

(1) 新漁法の導入、漁礁の設置、零細漁業協同化のため漁業公社の設立

5 中小企業対策

(1) 中小企業設備の近代化と經營の合理化
(2) 漁業調整委員会の民主的運営
(3) 水産業の試験研究機関と技術普及の推進
(4) 漁業協同組合の民主化と共同施設の整備

6 観光資源の開発

(1) 観光施設の整備
(2) 農民、労働者など勤労大衆への解放

(3) 一部特權階級の観光のための政策を労働者農民に解放する。厚生年金保険積立還元融資等により働く者の慰安、休養、療養施設を強化する。

七、地方金融対策

(1) 農林漁業、中小企業、国民金融公庫の貸付枠の拡大
(2) 産業振興資金貸付制度の確立
(3) 農協、農協共済、地方銀行及び支店銀行預金、積立金の県外流出を防ぎ、併せて農林水産業、中小商工業金融確保のため産業振興資金貸付条令を制定し、信用保証及び利子補給を行う。

(3) 信用保証協会の民主化、保証料の枠の拡大と金利の引下げ

八、警察の民主化

1、警察民主化と警察官の待遇改善

2、民主団体への不当弾圧反対、人権じうりんの監視

九、平和運動の推進

党は、憲法擁護、軍事基地反対、沖縄問題解決、原水爆禁止、日中國交回復の五つをふくむ国民運動を展開しているが、中央に呼応し地方においても強力にこの運動を展開しなくてはならない。地方における大衆運動を組織化し、地方議会の宣言決議にまで推進させなくてはならない。

第一二部 市町村政綱領

一、〇〇市（町村）政の目標と現状

われわれは一船市（町村）民とともに、明るい住みよい〇〇市の発展を希望し、市政がこの目標実現のために運営されることを強く期待する。

しかし〇〇市の現状はこの目標には程遠い、おくれた教育文化施設、不完全な道路、不健全な衛生環境、窮乏した中小企業、多くの保護を受けなければ生活のできぬ市民、職を求めて得られない多くの人々を抱え、住民は重い税金、寄附金の下に苦しんでいる（この辺で、その市の人口や産業の実態、公共施設の未整備、住民負担の実状を数字をあげて示すこと）、これが実状ではないか――。

また道路や橋を直し、学校を建て或いは農業施設をやるのにも、補助金や起債を貰うために有力者や議員を通じて府県や中央に陳情運動し多額の公金が交際費、接待費として無駄に使われている。その上これ等の公共施設はなかなか改善されない、これが現状ではないか――、われわれ市民の理想である明るい住みよい町をするためには、自主的に市（町村）の使える財源を確保しなければならない。

それには、税法を改正させ、煙草や酒の消費税を国から地方に多く配分させるようにして地方交付税の率も引上げさせることが必要で

ある。

(2) 紐のつかない国の補助金、負担金即ち生活保護や母子福祉、義務教育などの定率補助金をふやして、地元の負担を少くし、公共事業補助金は整理し、国、府県、市町村の事務と責任を明確に分けて、自治体の自主性を強めなければならない。

(3) 国の責任で累積した地方債の元利償還については国が責任を持つように改め、公債費の負担を軽減しなければならない。

(4) 地方財政再建特別措置法等の法令による自治の拘束をとかなければならない。

更に進んで、中央の再軍備をやめさせ、独立資本に廻している資金を地方自治体を通じて住民福祉に活用することを要求しなければならないのである。

これ等の中央への斗争を続けながら、それと同時に地方自治体の枠の中でも、自治と民主主義を守り、住民福祉を増進するため全力を尽すことが必要である。

二、地方自治と民主化の擁護

われわれは党の基本方針である最近保守派の逆コース政策、即ち道州制や首長官選に反対し、あらゆる部面の反動化、中央集権化政策に強く抵抗すると共に、自治体行政の公正な運営に努め、民主的市政確立に政策の重点をおくる。

(1) 議会運営の民主化

(1) 秘密会、各派交渉会等の裏口取引を排除し、公開の原則を貫く。

(2) 常任委員会をできるだけ公開せしめる。

(3) 陳情、請願等の処理を促進する。

(4) 公聴会の活用

(5) ポス支配の排除

土木行政を左右したり、補助金にからむ、

農林行政に干渉するポス支配を排除し、市政が特定の勢力個人の圧力によつて行はれることを監視し、大衆の納得のゆく運営をせしめるよう努める。

各種委員会、審議機関には、労働者、農民青年、婦人の代表を参加させ、その民主化をはかる。

(3) 窓口行政の民主化、行政の能率化、汚職の排除

(イ) 大衆に接觸する窓口事務を改善し、官僚的執務を改革し、能率化をはかり、市民へのサービスを向上させる。

(ロ) 会計制度、経理運営方法を改善して、不正行為を予防する。

(ハ) その場その場の無計画な事務執行を改め、府内外の学識経験者を活用し、正しい見透しに立った計画的市政の運営を行う。

(ニ) 宴会、待合政治を排除する。

三、財政の確立と住民負担の軽減

(1) 基本的には地方交付税の増額、國の地方債元利補給制度の実現等財源の増加につとめ、赤字は自主再建によつて解決をする。

(2) 地方税については、住民税の税率、固定資産税の評価等の不合理不均衡の是正につとめ特に低額所得者の負担軽減、法定外普通税の整理をはかる。

また、労農商各階層の税負担の調整を現行制度内で解決をあせり、各階層の対立を招くことをさけ、税制改正の運動に発展させる。

(3) PTA、消防等の住宅の寄附、地元負担金など税外負担の軽減に努力する。このために「寄附規制条例」を制定させ、民主的審査機関を設け、寄附の適否を審査することが適當である。(党の寄附募集の規制に関する法律案参照)

また、街灯用の電気料金の引下げ運動を開き、街を明るくし、町会部落会の街灯の負担を軽減する。(このため地方議会の決議、署名運動を行うことが適當である。)(4) 市町村財政を圧迫する国、県の施設に対する天降り寄附、負担金を排除する。

四、福祉行政の確立

現在の資本主義社会に於ては、都市と農村を問わず、一方には「富める者」と他方には「貧乏と失業」をつくり出すことは避けられない。

この根本的解決は社会の仕組み制度をかえる外ないことは明らかであるが、この制度の改革を進めると共に、現在の自治体の中心をなす福祉行政においてその確立をはかることが党の任務である。

(1) 敬老年金の実施

将来の国民年金の前提とし、且つこれを推進するため敬老年金の実施を宣言し、各県市町村で行われている敬老年金の実状、地域内の老令人口数を調べ、何十才以上年額いくらと具体的に示す。

(2) 民生保護事業の拡充

(イ) 保護世帯を技術的に縮少し、支給金額を減額する傾向を排除する。

(ハ) 生業資金制度を活用し、更生に努める。

(ニ) 浅給や情実による保護の適用を監視する。

(3) 母子対策

(イ) 母子寮、保育所等の設備と内容の充実特に保育所の保育料の合理化をはかる。

(ハ) 母子福祉資金の活用と生業の補導斡旋

(ニ) 季節託児所の設置

(ホ) 児童遊園の整備

(4) 労働対策

(イ) 労働教育及び労働会館等労働者福祉施設の助成

(ハ) 就労日数二五日を目標とし、且つ期末手当の獲得をはかり、失業事業の枠を拡大する。

(ロ) 労働金庫に対する公金予託

(ハ) 失業対策事業の拡充

(イ) 職業補導所、授産所の拡充

(2) 住宅対策

(イ) 不足住宅及び不良住宅の実態を調査する。

(ロ) 特に低家賃公営住宅の増設を促進する。

(ハ) 宅地の造成と分譲をはかる。

(ニ) 住宅組合の設立の促進。

(ホ) 集団住宅地区の交通、水利、学校、診療所、保健衛生対策

(イ) 病院、浴場、集合所、等の綜合対策を推進する。

(ハ) 環境衛生の改善

(イ) 下水道の整備

(ロ) 廉價処理、ふん尿処理施設の機械化と整備

(ミ) 伝染病予防のための消毒施行、ハエ、

- (四) ネズミ族の駆除
- (五) 市内の清掃と美化の促進
- (六) 国民健康保険の実施拡充
- (七) 國、県の補助増額の推進
- (八) 一般会計からの繰入金の確保
- (九) 周辺地区診療機関の整備
- (十) 上水道、簡易水道の普及
- (十一) 市民の用水使用状況の把握と水質の調査
- (十二) 水道の急速な普及
- 五、教育文化の向上**
- (1) 民主化の確保
- 民主教育を守り、勤評に対し、逆コース反動化を阻止する。天降り道德教育に反し、平和教育の推進をはかる。
- (2) 学校教育の拡充
- (1) 二部授業、すし詰教室、老朽校舎等の解消(年次計画)
- (2) 教具教材の充実
- (3) 学校給食施設の整備(補助の増額)
- (4) 体育施設の充実
- (5) 教員の教育破修の助成
- (6) 私学振興と大学教育の充実(特に大都市に於て)
- (7) 教育英資金制度の設置
- (8) 特殊教育、盲ろう学校、精薄児教育の拡充
- (9) 社会教育の向上
- (10) 公民館、図書館の内容の充実
- (11) 文化活動の助成
- (12) 学術、文学、音楽、絵画、工芸その他の市民活動を活発にし、各種団体の研究会、発表会を奨励し、文化祭、体育祭等の諸行事を行うこと
- (13) 公園、体育施設(運動公園、競技場、野球場、プール等の整備)
- (14) 健康な生活文化の確立
- (15) 衣食住及冠婚葬祭等の社交様式の不合理な実態の調査と啓蒙指導の強化
- (16) 植樹、花卉の奨励と木と花による家庭と町の美化運動を推進する。
- 六、道路その他の公共施設の整備**
- (1) 道路橋梁の計画的整備
- (2) 都市計画
- (3) 長期の整備計画をつくる。
- (4) 特に農村と都市の調整を考慮し、出来るだけ農耕地を潰さず、荒地の宅地化を計画する
- (5) 密集市街地は防火線を考慮し区割整理を促進する。
- (6) 都市用水の確保、下水道、排水路の整備
- (7) 市内の寺院墓地を整理して、「公園墓地」計画を推進する。
- (8) 区割整理事業による補償や換地処分を公正にし一部の者が不当利益を占めないよう監視する。
- (9) 港湾の整備
- (10) 港湾整備の長期計画をつくる
- (11) 産業や貨物運輸の条件を科学的に調査しその基礎の上に合理的な事業を計画する
- (12) その他
- 七、産業の振興**
- (1) 中小企業対策
- (2) 自治体の産業立地条件に基き、産業各部門に亘る振興策をたて、農林水産、商工諸団体と協力して計画的振興を図るべきである。
- (3) 河川等災害、戦災等の復旧の促進
- (4) 木工、食品加工、その他既存企業の拡充助成を優先的に行うこと。
- (5) 特産物及び工芸品の振興策を講ずること、「工芸家協会」の如き団体を結成せしめ、これを通じて助成設置を行うこと。
- (6) 中小企業相談の強化
- (7) 技術向上のため、試験研究機関の拡充(又は利用)、技術講習会の開催、技術者の招聘、技術者養成事業への助成等を積極化する。
- (8) また、発明考案の奨励、試験研究費の補助等を行う。
- (9) 中小企業金融対策として機械の設備改良
- (10) 無計画に道路を新設する弊をさけて、全体の産業、交通事情の調査の上に長期整備計画をつくり順を追うて改良を進める。(政策の中には可及的具体的に、重点個所の整備を掲げること。)
- (11) 道路補修のため機械力の整備(砂利運搬、自動車、グレーダー)

店舗改良、夏季年末等の資金貸付の制度を設ける。

公金の中小金融機関への預託による融資の拡大をはかる。

改善し、通商・漁業・文化交流などを発展させる運動を強力に進める。

八、消防対策

(1) 義勇消防団を漸次整理統合し、消防力の中心を常備消防に移すよう計画的に促進する。

(2) 農林水産業対策

(1) 農道、溜池土地改良等農業施設について関係団体に協力する。

(2) 農協と協力し裏作奨励、酪農振興、果樹園芸農業を盛んにし、農業技術を高める。

(3) 農産市場（蔬菜、畜産）を開設整備し、集散を活潑にし、貯蔵加工施設を設ける。

(4) 農村食生活の改善のため、飼育動物の簡易加工を奨励し、動物蛋白の自給度を向上する。

(5) 農協等の諸団体と共に「農村建設協議機関」を設け、農業振興計画、新農村建設計画、新市町村建設計画の調整を行い、農村生活の集團化と土地利用の高度化を促進する。

(6) 国有林野の解放と利用を促進する。
(7) 漁港の建設整備を促進する。

(8) 漁田の調査及び漁礁の造成に協力する。

(9) 水産加工施設助成

(10) 工場誘致

(11) 工場誘致については将来の見透しと、産業の立地条件を考慮し慎重に行う。
(12) 平常から、工場適地、水質調査等の諸調査を準備する。
(13) 尚、大規模工業分散については、中央の「工業配置法」（仮称）等の立法措置を進め、国の方により計画的な新工業地帯の設定を推進する。

(14) 貿易、水産の拡大のため日中・日ソ関係を

第四号議案 府県連政策審議会活動のあり方

総選挙を終えて、われわれの政策活動の中で政策渗透の不足と、地方問題の取り上げ方の不充分な点が指摘された。この点は、党本部の政策審議会の指導、協力体制の充分でなかつた点も多くあると思うが、また、こんごの府県連政

策審議会活動に期待するところが大であると思われる。府県連政策審議会の活動は党の過動方針の柱の一つである地域大衆斗争の推進（町づくり、村づくり運動）に欠くことできないものであり、特に、明年の地方選挙に備えて、その

九、公営企業対策
水道、ガス、バス、公益質屋、市場、屠場等の公営企業を活潑にし、住民の福祉を増進する。更に将来火災保険等の損害保険事業などの公営化を推進する。

十、町村合併について

住民の充分な納得を得ない天降り合併には反対し、合併した新市町村についても、その成果を再検討し更に合理的な規模の適正化へ前進する。

十一、平和運動の推進

党は、憲法擁護、軍事基地反対、沖縄復帰、原水爆禁止、日中國交回復の五つをふくむ国民運動を展開しているが、中央に呼応し地方においても強力にこの運動を展開しなくてはならない。地方における大衆運動を組織化し、地方議会の宣言決議にまで推進させなくてはならない。

活動を組織的に拡大することは、現段階における緊急の課題となっている。

したがって、ここに、「府県連政策審議会活動のあり方」を提示し、中央、地方にわたる緊密なる連携のもとに、政策活動の強化をはからんとするものである。

一、機構の整備

1 多くの府県連においては、政策審議会は、会長はあるが、政策活動を政策審議会として、実質的に行っているところは少いと思われる。したがって、会長の外に、各部門的な知識・能力を有する者等を政策審議会委員として、実質的に動ける機構を早急に確立する。

2 進歩的な党外学識経験者（地方大学の教授、助教授、講師）等を顧問又は参与として、政策活動への協力体制を作る。

3 党外の友誼団体（労組、農漁民組合、中小企業団体）等農漁業団体の中より、できれば、委員若しくは参与を選び、協力体制を作る。

二、定例会議の開催

月一回乃至二回、定例会議を開き、中央で立案された諸政策の検討、地方問題等の討議を行う。

三、党の他の諸機関との連携の強化

1 地方議員団会議（府県と市町村）との連携

地方議会内の斗争を議会外へ、議会外の問題を地方議会に送りこむことが必要である。なお革新首長に対しては隨時連絡を取り、意見の交換を行う。

2 組織との連携

中央、地方の諸政策の渗透の方策ならびに、地域的な諸問題に対する意見の交換、斗い方の検討を行う。

3 教宣活動等の協力

党員の学習活動、講習会の開催等について積極的に協力する。

4 党外友誼団体（労組、農民、中小企業、その他）の調査部関係者と隨時連絡会議をもつ。尚、地域の実情に応じて、地方問題の研究機関（例えば東京都の都政調査会の

如き）を設立し、地方問題の調査を行う。

四、当面の活動指針

1 地方自治体綱領の作成（県、市町村政策、又は指針といつてもよい）

2 不況対策の具体化

3 中央、地方の政審会の連携の強化

(1) 地方は

イ 活動報告を原割として、月一回、本部政審会宛に送付する。

ロ 重要問題については、「政審資料」、党機関紙等に投稿する。

(2) 中央は

イ 例年一回政策研究集会を開き、中央、地方にわたる政策問題の検討を行う。

ロ 府県連に対し、必要に応じ、政審会役員、書記を派遣する。

ハ 自治体綱領作成に当っては、地元府県連の立案に積極的に協力する。

ニ 市、町村を中心とする実態調査のため、若干のモデル地区を設定し、政審会役員並びに書記は、八、九月の間に調査団を派遣する。

（尚その外、調査団派遣希望の都道府県又は、市町村がある場合は、事務局长と当該府県連で協議する。）

ホ 「政審資料」（五部）を配付し、その中に地方の政審活動状況を掲載し、経験交流を行う。

